



**-カンターラ・イニシアティブ・セミナー2012 Winter-**

**グローバルID管理における  
プライバシー情報取り扱いの考慮点**

**2012年2月1日**

# 1. はじめに

- プライバシーに関する法律は、国ごとに異なり、ID管理を各リージョンで行う上で、各国の法律を順守することが原則である。

## 【代表的なプライバシーに関する法律】

- 英国: Data Protection Act 1998
- ドイツ: Federal Data Protection Act
- オーストラリア: National Privacy Principles
- ※ 米国は、各州でプライバシーに関する州法を規定している。

## 2. プライバシー情報とは

- プライバシー情報 (personal information) の定義は、国ごとに異なる。
  - 英国: 生きている個人を特定できるデータ (data which relate to a living individual who can be identified)
    - センシティブな個人情報として、「人種」「民族」「支持政党」「信仰」「心身の健康状態」等も規程されている。
  - ドイツ: 自然人を特定もしくは身元確認可能な、個人もしくは重要事実に関するすべての情報 (any information concerning the personal or material circumstances of an identified or identifiable natural person)
  - オーストラリア: 個人のアイデンティティが明らかになる、もしくは合理的に確認可能な情報もしくは意見 (information or an opinion about an individual whose identity is apparent, or can reasonably be ascertained)
    - 個人を特定するための情報であり、名前やメールアドレスに加え、「名前を含まない生年月日+郵便番号」なども個人情報となりうる。個人情報を含むDBも個人情報となる。

グローバルなID管理を行う上で、各国の法律に抵触しないか、各国の法務部門と連携して検討することが必要。  
正規従業員に限らず、派遣社員、顧客等のステークホルダに関しても、ID管理(=個人情報管理)を行うのであれば、検討が必要である。

### 3. プライバシー情報の移送について

- EUデータ保護条例 ( EU Data Protection Directive )
  - プライバシー情報の国際移送ルールを明確化
    - 適切な個人情報保護をしていない国にはEU内から個人情報を移転することを禁止
  - EU域外各国に対するルール整備を要請
  - 米国セーフハーバー、日本プライバシーマーク、etc. といった制度のきっかけに

ID管理を行う上で、国境を越えてプロビジョニング・レプリケーションを行う際には、特に各国の法律を意識しなければならない。  
(必要に応じて、契約締結や利用者への周知を実施)

リポジトリの設置場所について、戦略的に決定する必要がある。  
(EU域内／外に設置するメリット／デメリットの検討など)

